

〔解 説〕

1) 不適切である

財形年金貯蓄契約を締結するときに55歳未満の勤労者でなければ、財形年金貯蓄を利用することはできません。これは、財形年金貯蓄は60歳に達した日以降に年金が支払われるものであることや、積立期間を5年以上としなければならないことによるものです。なお、財形年金貯蓄などの財形貯蓄制度は「勤労者」（職業の種類を問わず事業主に雇用される者）を対象とした制度であるため、厚生年金保険の被保険者である必要はありません。

2) 適切である。

財形年金貯蓄の積立を中断できる期間は、転職など通常のケースでは最長2年間ですが、育児休業を取得する場合は、選択肢に記述の手続きや積立の再開要件を満たすことにより、2年を超えて積立を中断することができます。

3) 不適切である。

財形年金貯蓄の年金支払開始日は、当該財形年金貯蓄契約に基づく最後の預入等の日から5年以内の日でなければなりません。つまり、据置期間を5年以内としなければならないということです。年金の支払開始日は60歳に達した日以降なので、退職により積立を終了したときに55歳上でなければ年金を受け取ることはできません。

4) 不適切である。

預貯金等による財形年金貯蓄で年金以外の払い出しを行った場合は、原則として利子について、5年間遡及して課税（20.315%）されます。ただし、災害、疾病、寡婦又は寡夫になったなどにより非課税払出特例に該当する場合には課税されません。

財形年金は、比較的出題範囲が決まっているので、学習しやすい分野と言えます。ただし、選択肢3)のように、据え置き期間が5年以内であることという要件が、具体的な事例にどのように影響してくるのかが問われるものもあるので、正しく理解することが求められます。